令和６年１月１日

健康福祉局保険年金課

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について、令和５年11月９日か ら同年12月８日まで意見公募を実施しました。

その結果、当該改正案に対する御意見はありませんでした。

よって、出産被保険者の国民健康保険料の減額措置（以下「産前産後保険料軽減」という。）の導入に伴い、政令に減額賦課の具体額の基準を定める規定が追加されたことにより、規則にも同様の規定及び産前産後保険料軽減に関する届出の規定の追加を行い、令和６年１月１日から施行します。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市の保険年金行政に御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます